

SHUS
AKU
YAMA
MOTO

山本特許法律事務所

会社説明

みなさんは「知的財産（知財）」という言葉から何を連想しますか？

知的財産とは一言でいうと発明やアイデアといった人間の知的な活動によって生じる創造物、ということになります。また、知的財産権とは、これを独占的に使用することができる権利ということになるでしょう。企業活動がグローバル化している今、この知的財産を有効に活用することが企業にとって、世界中に存在するライバル企業に勝つための企業戦略の一つとして欠かせないものとなっているのです。

私たちの仕事はその「知的財産権」について、クライアントの権利の明確化や権利の確定、およびその有効な行使をサポートするといった代理業としての仕事にとどまりません。常にクライアントの勝利にコミットし、戦略的なコンサルティングを行うことによってクライアントのビジネスパートナーとして必要とされる仕事をする。それが私たちのスタンスなのです。

また、私たちのクライアントは世界中に存在します。あらゆる分野において世界をリードするクライアントのパートナーとして選ばれるには、常に「私たちがプロフェッショナルであること」が何よりも大切なことです。加えて、日々変化するビジネス環境で戦うクライアントをサポートするためには、クライアントと同じ、またはそれ以上のスピード感をもって仕事をすることが求められます。「Speed & Quality」を日々意識し、学び、成長し続けることを心から楽しんでいるスタッフが私たちの強みであることは言うまでもありません。

世界を相手に活躍したい。刺激のある日々の中で自らを成長させたい。そんな思いを持った方にお会いしたいと思います。ここにはそんな思いに応えるだけの日常があります。みなさんにお会いできることを心より楽しみにしております。

会社概要

本社所在地

日本

事業内容

知的財産、一般企業法務、レギュラトリー、コンプライアンス、競争法/独禁法、テクノロジー/メディア/通信情報技術、訴訟/紛争解決

代表取締役

山本健策

設立年

2012年（山本秀策特許事務所の設立年：1979年）

従業員数

101 - 500人

URL

<http://www.shupat.gr.jp/index.html>

オフィス情報

メインオフィス

〒5300011

大阪府 大阪市北区 大深町3-1